

中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、予算の範囲内において、中之条町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び中之条町補助金等に関する規則（平成22年中之条町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に掲げる民間事業者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 町内に事業所を有し、又は設置しようとする民間事業者等であること。
- （2） 町が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- （3） 町税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げる経費とする。ただし、町長が補助することが適当でないと認める経費については、補助対象経費から除外する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関等の融資額、補助対象者の自己資金等及びその他補助金、交付金に類するものの合計額を差し引いた額とし、1事業あたり別表第3に掲げる額を上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書（国庫補助事業の場合

合に限る。)

(2) 中之条町地域経済循環創造事業実施計画書(様式第2号)(地方単独事業の場合に限る。)

(3) 初期投資に係る事業内容が分かる書類

(4) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる書類

(5) 町税の滞納がないことを証する書類

(6) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。

(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、事業内容の適否を決定したときは、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。ただし、国庫補助事業の場合は、国から総務省要綱に基づく交付決定又は不交付決定を受けた後に通知する。

2 町長は、前項の審査及び決定の可否を判断するために、審査会を設置することができる。

3 前項に規定する審査会の設置について必要な事項は、町長が別に定める。

(状況報告)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、町長から要求があったときは、中之条町地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書(様式第4号)により事業の遂行状況を報告しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条第1項により交付決定を受けた事業(以下「補助事

業」という。)の補助金の交付申請を取下げようとするときは、第6条第1項の通知を受けた日から起算して20日以内に、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画変更等の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ中之条町地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 融資額を減額しようとするとき。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合

イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

- (4) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (5) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (6) 補助事業の事業期間が2年の場合で、単年度補助額を減額するとき。
- 2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、中之条町地域経済循環創造事業補助金事業変更承認(却下)決定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、中之条町地域経済循環創造事業補助金実績報告書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項のただし書により、補助金の交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかに

なった場合には、これを当該補助事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、補助金の決定内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に中之条町地域経済循環創造事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 町長は、補助事業者に補助すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、中之条町地域経済循環創造事業補助金返還命令書（様式第10号。以下「返還命令書」という。）により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合においては、町長は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要があると認められるときは、第6条の交付決定後に概算払をすることができる。この場合において、補助事業者は、概算払を必要とする理由を付して、中之条町地域経済循環創造事業補助金概算払請求書（様式第12号）を町長に提出するものとする。

（事業完了後の事業実施状況報告）

第13条 町長は、補助事業の効果を確認するため、必要な範囲内において、補助事業者に対し、取り組んだ事業等の実施状況について報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、第9条第1項の規定による中止若しくは廃止の申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の交付決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業において、不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 第6条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 町長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、返還命令書により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 町長は、前項による返還を命ずる場合（第1項第4号に規定する場合を除く。）には、その命令に係る補助金を受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の返還及び納付の期限については、第11条第3項及び第4項の規定を準用する。

5 町長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第10条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税額の申告により、当該補助金の消費税額等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第10条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を中之条町地域経済循環創造事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第13号）により速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合には、返還命令書により、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 第11条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第14号）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第10条に定める実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第15号）を添付しなければならない。

(財産処分の制限等)

第17条 補助事業者は、取得財産等について、当該年度から総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）第8条に定める期間を経過するまでの間は、町長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとし、同令第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条の規定によるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ中之条町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第16号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 町長は、補助事業者に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を返還命令書により、返還を命ずることができる。

(収益報告等)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の20日以内に、中之条町地域経済循環創造事業補

助金事業化収益状況報告書（様式第17号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の報告により、補助事業者に事業化により相当の収益が生じたと認められるときは、中之条町地域経済循環創造事業補助金収益納付命令書（様式第18号）により、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。ただし、補助事業者の直近3年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又はこの補助金の交付目的に資する事業への再投資（第3条に掲げる内容の経費であって、事業を効果的に実施するために直接必要な経費に限る。）によって公益への貢献が認められると町長が認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定により、納付を命ずることができる額は、補助金の額を上限とする。
- 4 第2項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。
- 5 収益納付すべき期間は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内とする。
- 6 補助事業者は、交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと、回答しなければならない。
- 7 補助事業者は、事業化に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（勧告・助言等）

第19条 町長は、補助事業者等に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、必要な勧告若しくは助言をすることができる。

- 2 町長は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業の区分	補助対象者
国庫補助事業	総務省要綱による町に対する交付決定に基づき事業を実施する民間事業者等であって、事業の実施に当たり必要な1人以上の従業員を新たに町内で雇用することを計画していること。
地方単独事業	次のいずれにも該当する持続可能な事業を行う民間事業者等とする。 (1)地域密着型（地域資源の活用） (2)地域課題への対応（公共的な課題の解決につながる事業であること） (3)地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資又は民間クラウドファンディング等による資金の活用 (4)新規性（新規事業であること）

別表第2（第3条関係）

事業の区分	補助対象経費
国庫補助事業	総務省要綱第5条第1項に規定する経費とする。（施設整備費、機械装置費、備品費及び地域の大学と連携する場合の調査研究費）
地方単独事業	国庫補助事業の補助対象経費に加え、補助対象者が第6条に規定する交付決定の日以降から、第10条に規定する補助事業完了報告までの間に要した、以下に掲げる経費とする。ただし、以下の経費の合計額は、200万円以内とする。 (1)活用する地域資源の商品化可能性調査に係る経費（調査費及び委託費） (2)地域内外での需要動向調査に係る経費（調査費及び委託費） (3)収支計画書及び初期投資計画書のシミュレーション経費に係る経費（調査費及び委託費）

	(4) 実施計画書の作成に係る経費（旅費、郵送費、会議費、委託費及び印刷費） (5) 実施する事業の広告宣伝及び商品開発に係る経費（広告宣伝費、調査費及び委託費） (6) 事業立ち上げ後に実施する事業の分析や再構築等、フォローアップに係る経費（旅費、謝金、会議費、調査費及び委託費）
--	--

別表第3（第4条関係）

事業の区分	補助上限額
国庫補助事業	(1) 融資額が第4条の規定により計算した額（以下「計算額」という。）と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円 (2) 融資額が計算額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円 (3) 融資額が計算額の2倍以上の額の場合 5,000万円
地方単独事業	(1) 融資額が計算額の0.5倍未満の額の場合 200万円 (2) 融資額が計算額の0.5倍以上1.0倍未満の額の場合 800万円 (3) 融資額が計算額と同額以上の額の場合 1,500万円

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

中之条町長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
電話番号

中之条町地域経済循環創造事業補助金交付申請書

中之条町地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

実施期間	
補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の区分 (いずれかに○)	国庫補助事業 ・ 地方単独事業
補助金交付申請額	円
補助事業の開始（予定）日	年 月 日
補助事業の完了予定日	年 月 日
添付書類	① 総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書 (国庫補助事業の場合に限る。) ② 中之条町地域経済循環創造事業実施計画書（様式第 2 号） (地方単独事業の場合に限る。) ③ 初期投資に係る事業内容が分かる書類 ④ 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる書類 ⑤ 町税の滞納がないことを証する書類 ⑥ その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

中之条町地域経済循環創造事業実施計画書

事業実施主体名称	所在地	電話番号
担当者役職・氏名	担当者・電話番号	担当者・Eメールアドレス

I 事業実施主体の概要

(1) プロフィール

名称			
法人形態 (該当する形態に○)	1 株式会社	2 合名会社	3 合資会社 4 その他 ()
代表者役職・氏名			
経理責任者役職・氏名			
担当者役職・氏名			
所在地		電話番号	
資本金		従業員数	
設立年月日		事業実施主体の HPのURL	
主要事業の概要			

(2) 事業実施主体の財務状況

(単位：千円)

損益状況	売上高A	営業利益B	営業利益率 $C=B/A$	経常利益D	当期純利益 (税引後) E	繰越利益F	減価償却G
／ 期							
／ 期							
／ 期							
決算見込							

Ⅱ 事業計画の概要

(図表や写真も極力別紙とせず貼り付けるなど、内容やイメージが伝わるよう具体的に記載してください。)

(1) 補助事業の名称
(2) 補助事業の概要
(3) 補助事業の実施背景・目的 (地域課題を解決すべく検討した経緯、ビジネスの狙いを中心に記載してください。) (例) ・地域課題や事業立ち上げの背景・立ち上げまでの検討経緯 ・事業の実施目的や課題解決策
(4) 事業実施主体のバックグラウンド (これまでの事業実績、地域との関係性、地域貢献等を記載してください。)
(5) 具体的な事業内容 (ビジネスモデルについて、具体的に記載してください。)

(6) 商品・サービスの特徴	
①活用する地域資源（原材料等）は何か（特徴、地域との関係性、仕入れ先などを具体的に記載してください。）	
②商品やサービスの内容、特徴、強み	
(7) 地域人材雇用計画等	
①地域人材等の雇用計画（生産プロセスと必要な人員配置などについて新規雇用者と既存人員の役割等がわかるように記載してください。）	
②事業や雇用の継続のための人材育成計画	
(8) 事業戦略（需要開拓、販路確立等に向けた具体的な施策）	
< 4 P 戦略的視点 >	
	①プロダクト（製品・サービス）
	②プライス（価格）
	③プレイス（販路）
	④プロモーション（宣伝）

(9) 公共的な地域課題の解決に向けた実現策等

①地域課題と解決の実現策（本事業によって公共的な地域課題をどのように解決するか等を記載してください。）

<地域課題>

<解決の実現策>

②地域への波及効果及び数値目標（本事業によって、地域にどのような好循環をもたらすかを記載してください。）

(10) 事業の新規性（事業実施主体にとってどのような点が新規事業であるかについて記載してください。）

(11) 資金調整状況

■金融機関／地域活性化ファンドによる出資の場合

融資了解の有無	ふるさと融資の利用予定の有無	融資等予定額 (千円)	担保・保証条件			
			物的担保の有無	人的保証の有無	信用保証協会の保証の有無	その他担保・保証の有無

・金融機関等の融資了解の有無については、「○」：決定又は了解済み、「△」：融資了解を前提に協議中、「×」：現状の収支計画では了解の見込みなしのいずれかを記載してください。
・ふるさと融資の利用予定の有無については、一般財団法人地域総合整備財団が支援する地方公共団体から受ける無利子の貸付の利用予定がある場合は「○」を記載してください。
・担保・保証条件については、「有」「無」のいずれかを記載してください。
※担保・保証条件「有」の場合は、V連携金融機関の融資計画書の「本件融資に係る担保・保証条件（新規契約分）」に詳細を記載ください。

■民間クラウドファンディングによる調達の場合

クラウドファンディング 事業者名	目標金額 (千円)	達成金額 (千円)	募集期間
			～

(12) 事業に内在するリスクと回避策等

事業に内在するリスクとその回避策に係る検討内容、結果

(考えられるリスク)

- ・地域資源や人材が確保できないなどにより想定どおりに生産やサービスの提供ができない
- ・販路や顧客が確保できない
- ・法令等の規制 等

事業の実現可能性や持続可能性を見据え、これらのリスクに対して、内容を記載してください。そのうえで、リスク回避・軽減策を記載してください。

<添付書類> 本書には以下の書類を添付すること。

① 法人の沿革、組織図、従業員数等の概要、品目、実績及び主たる事業所の所在状況についての記載を含んだ書類（上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可）

② その他、パンフレット等の補足資料（任意）

（備考）

- 1 必要に応じて、適宜欄の拡大を行うこと
- 2 全項目について記載すること

Ⅲ 初期投資計画書

単位：千円

補助対象経費 経費区分	金 額		※土地取得費用やランニングコストは対象外 計上内容、根拠（見積書を添付すること）
	（税込み）	（税抜き）	
施設整備費			
機械装置費			
備品費			
調査研究費			
調査費			
委託費			
旅費			
郵送費			
会議費			
印刷費			
広告宣伝費			
謝金			
合計 A	0	0	
資金区分	金 額		備 考
自己資金等 B			
融資額等 C （※注）			地産金融機関からの融資（ 円） 日本政策金融公庫からの融資（ 円） ふるさと融資（ 円） 地域活性化ファンド等による出資（ 円） 民間クラウドファンディングによる調達（ 円）
公費による交付額 D			
合計		0	

※1 補助対象経費は新規事業に係るものに限る、事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関等からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

※注 融資額の内訳を備考欄へ記載すること。

IV 収支計画書

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計上根拠
収入見込 A (売上高等)	0	0	0	0	0	
経常的支出合計 B (C+D+E)	0	0	0	0	0	
地域資源活用費 C	0	0	0	0	0	
原材料費						
地域人材活用費 D	0	0	0	0	0	
労務費（新規雇用）						
労務費（既存人員）						
その他の経常的支出 E	0	0	0	0	0	
光熱水費						
備品費						
修繕費						
リース・レンタル費						
会議費・旅費・交通費						
通信運搬費						
広告宣伝費						
その他地域からの人材費						
その他地域からの原材料費						
キャッシュフロー／年 F (A-B)	0	0	0	0	0	

※1 金融機関からの借り入れの場合、キャッシュフロー（F）は、初期投資に係る金融機関からの融資等の返済原資相当分となる。よって、各年度のキャッシュフロー（F）は、各年度の金融機関への返済予定額を上回るよう算定すること。なお、経常的支出合計（B）には、減価償却費を含まないので、（F）が更新投資財額相当に及ぶこともあり得る。

※2 収入見込（A）は、合理的かつ適切な数値を記入するとともに、

※3 計上根拠については、具体的な資料を添付すること。（様式任意）

V 連携金融機関の融資計画書

金融機関・支店名	(連絡先) 担当者名、電話番号
本件融資に係る融資額、融資期間（新規契約分）	
本件融資に係る担保・保証条件（新規契約分）	
金融機関意見欄（融資額、融資期間等の考え方）	

※1 金融機関／地域活性化ファンドによる出資の場合、連携する金融機関／地域活性化ファンドに記載を依頼し作成すること。

※2 民間クラウドファンディングによる調達の場合、Vの記載は不要だが、プロジェクトの詳細や成果が分かる資料を添付すること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

中之条町長

中之条町地域経済循環創造事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中之条町地域経済循環創造事業補助金について、下記のとおり決定したので、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付・不交付の決定 交付 ・ 不交付
- 3 補助金交付決定額 金 円
- 4 交付の条件
(1) 中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱の定めに従うこと。
- 5 不交付の理由（不交付の場合）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

中之条町長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
電話番号

中之条町地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった中之条町地域経済循環創造事業補助金について、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告します。

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

中之条町長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
電話番号

中之条町地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書

年 月 日付けで交付の申請を行った中之条町地域経済循環創造事業補助金について、その申請を取下げたく、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請を行った年月日

年 月 日

2 申請を取下げる理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

中之条町長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
電話番号

中之条町地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった中之条町地域経済循環創造事業補助金について、下記の理由により変更・中止・廃止の承認を受けたいので、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 変更区分

- ☐ 補助事業に要する経費の配分の変更
- ☐ 融資額の減額
- ☐ 補助事業の内容の変更
- ☐ 補助事業の中止
- ☐ 補助事業の廃止
- ☐ その他

3 変更内容及び理由

様式第7号（第9条関係）

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

中之条町長

中之条町地域経済循環創造事業補助金事業変更承認（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中之条町地域経済循環創造事業補助金の事業変更について、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり承認（却下）を決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 変更区分

- ☐ 補助事業に要する経費の配分の変更
- ☐ 融資額の減額
- ☐ 補助事業の内容の変更
- ☐ 補助事業の中止
- ☐ 補助事業の廃止
- ☐ その他

3 変更内容

（1）変更前

（2）変更後

4 却下の理由（却下の場合）

様式第 8 号（第10条関係）

様式第 8 号（第 10 条関係）

年 月 日

中之条町長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
電話番号

中之条町地域経済循環創造事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった中之条町地域経済循環創造事業補助金について、補助事業が完了したので、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業名

2 補助金の交付決定額 金 円

3 事業実施期間 年 月 日 から 年 月 日まで

4 関係書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し
- (4) 写真、設計図その他補助事業の成果が分かる書類
- (5) 融資機関からの融資決定通知等資金調達額を確認できる書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第 9 号（第11条関係）

様式第 9 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

中之条町長

中之条町地域経済循環創造事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった中之条町地域経済循環創造事業補助金について、下記のとおり決定したので、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付確定額 金 円

様式第10号（第11条、第14条、第15条関係）
様式第 10 号（第 11 条、第 14 条、第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

中之条町長

中之条町地域経済循環創造事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定された中之条町地域経済循環創造
事業補助金の補助事業に係る補助金について、金 円の返還を命じる。

なお、返還の期限は、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の
規定により、本通知の日から 20 日以内とする。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 返還の理由

様式第11号（第12条関係）

様式第 11 号（第 12 条関係）

年 月 日

中之条町長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
電話番号

中之条町地域経済循環創造事業補助金交付請求書

中之条町地域経済循環創造事業補助金について、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 , 000円

補助年度	年度
補助対象事業の名称	(交付確定 年 月 日付け 第 号)
(参考) 今回請求額 (A) (A) = (B) - (C)	円
(参考) 補助金の決定額 (B)	円
(参考) 補助金等の受領額 (C) ※概算払いをした場合	年 月 日受領 円

2 振込先

金融機関名					銀行・農協・労働金庫 信用金庫・信用組合		
本・支店名	本店 支店・支所				預金種別	普通・当座	
口座番号							右づめで記入
口座名義人	フリガナ						
	漢字						

様式第12号（第12条関係）

様式第 12 号（第 12 条関係）

年 月 日

中之条町長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
電話番号

中之条町地域経済循環創造事業補助金概算払請求書

中之条町地域経済循環創造事業補助金について、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 , 〇〇〇円

補助年度	年度
補助対象事業の名称	(交付決定 年 月 日付け 第 号)
概算払を必要とする理由	

2 振込先

金融機関名						銀行・農協・労働金庫 信用金庫・信用組合	
本・支店名	本店 支店・支所					預金種別	普通・当座
口座番号							右づめで記入
口座名義人	フリガナ						
	漢字						

様式第13号（第15条関係）

様式第13号（第15条関係）

年 月 日

中之条町長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
電話番号

中之条町地域経済循環創造事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった中之条町地域経済循環創造事業補助金について、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助事業名 | |
| 2 補助金額（交付要綱第11条による額の確定額） | 円 |
| 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 5 補助金返還相当額（4－3） | 円 |

注） 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第 14 号 (第 16 条関係)

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考
				円	円				

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 15 号 (第 16 条関係)

(單位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考
				円	円				

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第16号（第17条関係）

様式第 16 号（第 17 条関係）

年 月 日

中之条町長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
電話番号

中之条町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

下記のとおり、財産処分の承認を受けたいので、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定により申請します。

記

1 補助事業名

総事業費	円
補助対象経費	
処分する施設・設備の名称	
処分内容	
処分する理由	

- （１）処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。
- （２）施設は、所在地・種類・構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備は、申請時における具体的な用途を記載すること。
- （３）処分内容の欄には、処分の種類（売却・賃貸等）、処分の相手方（買主・借主等）、処分の対価（売却価格・賃貸料等）等を記載すること。

様式第17号（第18条関係）

様式第 17 号（第 18 条関係）

年 月 日

中之条町長 様

申請者 所在地
名称
代表者名
電話番号

中之条町地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった中之条町地域経済循環創造事業補助金について、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告する。

記

（単位：円）

補助金 確定額	補助事業に 係る本年度 収益額	控除額	本年度まで の補助事業 に係る支出 額	基準納付額	前年度まで の補助事業 に係る町へ の累積納付 額	本年度 納付額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

（注）

1 「補助事業に係る本年度収益額：(B)」とは、補助事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。

「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。

なお、(B) が 0 またはマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G) の項目については、記載しないこと。

2 「控除額：C」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費－補助金確定額）をいう。

なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は 0 とする。

3 「本年度までの補助事業に係る支出額：D」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。

4 「基準納付額：E」とは「補助事業に係る本年度収益額：B」から「控除額：C」を差し引いた額に、「補助金確定額：A」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：D」で除した額をいう。 $(E = (B - C) \times A / D)$

5 「前年度までの補助事業に係る町への累積納付額：F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

6 「本年度納付額：G」とは、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：E」と「累積納付額：F」の合計額が「補助金確定額：A」を超える場合には、「補助金確定額：A」から「累積納付額：F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $(A > E + F$ ならば $G = E$ 、 $A \leq E + F$ ならば $G = A - F)$

7 (B) 補助事業に係る本年度の収益額の計算根拠が確認できる資料を添付すること。

8 交付要綱第 18 条第 2 項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる資料を添付すること。

様式第18号（第18条関係）

様式第 18 号（第 18 条関係）

第 号
年 月 日

様

中之条町長

中之条町地域経済循環創造事業補助金収益納付命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定された中之条町地域経済循環創造事業補助金の補助事業に係る補助金について、中之条町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により、金 円の納付を命じる。

記

1 補助事業の名称

2 納付の理由